

緊急事態宣言に係る吉田町の対応方針

令和3年8月17日

令和3年8月5日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域に静岡県が追加され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月8日から8月31日までとする旨の公示がされ、さらに8月18日からは静岡県が定めた措置区域に当町も追加指定された。

また、国は8月20日から9月12日まで静岡県を緊急事態宣言の対象地域とする方針である。

このことを踏まえ、吉田町では、8月18日から緊急事態宣言を前提とした次の必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月18日（水）～9月12日（日）

2 町の対応方針

(1) 町民への感染防止対策の周知

① 不要不急の外出の自粛

医療機関への通院や生活必需品の購入、職場への出勤、健康維持のために必要な運動等を除き、不要不急の外出の自粛を呼びかける。

② 県境を跨ぐ移動の自粛

すべての都道府県との不要不急の移動・往来の自粛を呼びかける。

③ 「密」の回避

3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場면을避けるのはもとより、デルタ株等の新型コロナウイルス変異株の強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避することを呼びかける。

また、人と人との距離を従来以上に離すことを心がけるとともに、屋外であっても密にならないよう配慮を求める。

④ 会話や歌唱の際の注意

マスクを着用していない会話や歌唱などで感染が拡大する事例を踏まえ、室内や移動中の車内、カラオケでの感染に注意するよう呼びかける。

また、マスクを着用していても、大声での会話・歌唱については、屋外

を含めて、感染リスクが高まることを注意喚起する。

⑤ 飲食の際の注意

飲食の場での感染リスクが高いことを踏まえ、飲食店での黙食と会話時のマスク着用の徹底を呼びかける。

(2) 町主催イベント等への対応

人流の拡大を抑制するため、町主催のイベントや会議等について、中止・延期を含めた開催方法の見直しを実施する。

(3) 公共施設の対応

公共施設ごと実施している感染防止対策を徹底し、別紙のとおり利用制限を設ける。

(4) 学校等教育・保育活動での対策

デルタ株等の新型コロナウイルス変異株については、若年層への感染拡大が従来よりも強く懸念されることから、基本的な感染防止対策の更なる徹底を児童・生徒に周知する。

小学校・中学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所等において、感染防止と学習機会や保育等の確保の両立が図られるよう連携し適切に対応する。

小学校・中学校の教育活動については、感染防止対策をこれまで以上に徹底した上で実施していく。

(5) 事業主の感染防止策

各協会等が定める業種別ガイドラインに従い、それぞれの職場や店舗から感染者をださないよう感染防止対策の徹底を呼びかける。

(6) ワクチン接種の推進

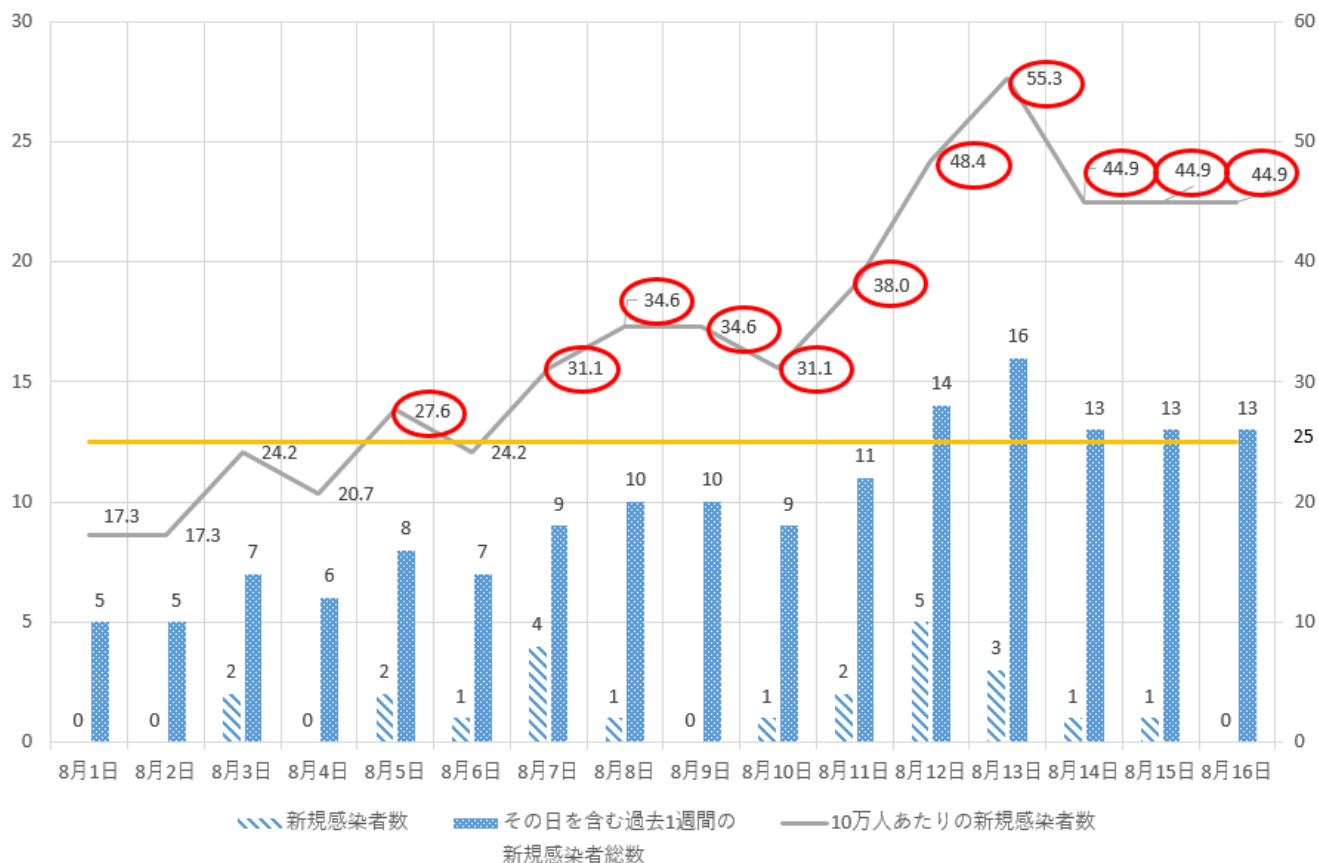
接種を希望する町民が速やかに接種できる体制を維持するとともに、より多くの町民がワクチンの有効性と副反応について理解をしたうえで、接種を希望できるよう正しい情報を広く周知し、関係機関と連携し推進する。

ワクチンを接種した後も、マスクの着用、手指消毒等感染防止対策の継続的な必要性について町民に周知する。

3 参考

(1) 新規感染者数の推移

新型コロナウイルス新規感染者の数の推移（吉田町）



注釈：当町における10万人当たりの新規感染者数は、国のステージⅣの目安値（25人）を超えている状況にある。

(2) 県の実施する主な措置（まん延防止等重点措置）

- ① 飲食店等への要請（営業時間短縮、酒類提供を行わないこと等）
- ② 飲食店以外の施設への対応（大規模集客施設等について営業時間短縮等の要請）
- ③ 県主催のイベント等への対応（収容率または人数上限）